

令和4年第4回津南町議会臨時会会議録

(6月2日)

招集告示年月日		令和4年5月25日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	令和4年6月2日午前10時00分			閉 会	令和4年6月2日午後0時27分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栗原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
	6番			13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長	太田 昌	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長			建設課長			
	監査委員			教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者			
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長			
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	鈴木真臣	
会議録署名議員	2番	小木曾 茂子		12番	草津 進		

〔付議事件〕

(6月2日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 { 承認第6号 専決処分の承認について(津南町国民健康保険条例の一部改正)
- 日程第4 { 承認第7号 専決処分の承認について(津南町介護保険条例の一部改正)
- 日程第5 承認第8号 専決処分の承認について(津南町税条例等の一部改正)
- 日程第6 承認第9号 令和4年度津南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 承認第10号 令和4年度津南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 承認第11号 令和4年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  
- 日程第9 議案第30号 津南町特別職の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 { 議案第31号 令和4年度津南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 { 議案第32号 令和4年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和4年第4回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、2番、小木曾茂子議員、12番、草津進議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

承認第6号 専決処分の承認について（津南町国民健康保険条例の一部改正）

### 日 程 第 4

承認第7号 専決処分の承認について（津南町介護保険条例の一部改正）

議長（恩田 稔）

承認第6号から承認第7号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第6号及び承認第7号について一括して御説明申し上げます。

昨年に引き続き、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がったかたに対し、保険料の減免を行うこととされ、この減免に対する財政支援の基準が示されたため、国の基準に従い、津南町国民健康保険条例と津南町介護保険条例の一部を改正するものでありまして、いずれも本年4月1日から施行させていただくため、4月1日付けで専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

一定程度は収入が下がったかたの保険料は免除ということなのですが、令和3年度分、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、どのくらいの減免申請があったか、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

先般の全員協議会でもお話をさせていただいたと思いますけれど、国民健康保険のほうで1件申請がございました。介護保険については、なかったということでございます。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

コロナ禍で本当に困っているかたはたくさんいると思いますし、給付金なども受けてやっと事業をやっているかたもいると思います。それで、もっともっと国民健康保険料、介護保険料の減免を求めているかたはいると思います。町での周知の方法がお知らせ版か何

かだと思いますが、もっと本当にその人たちを救うという意味でも、もっと幅広く広報するべきではないでしょうか。お聞きします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

広報、周知についての御質疑でございます。チラシにつきましては、昨年度もお知らせ版の記事ではなくて、別で A3 版のチラシとして色紙を使ったなかで目立つようなかたちで全戸配布をさせていただいておりますし、秋口にももう 1 回、広報はしたと聞いてございます。今年度につきましても、広報紙の中の記事ではなくて、別途チラシとして配布させていただきたいということで、現在、準備を進めております。また、それ以外にも秋口等に更に再度周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決は、それぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

承認第 6 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 6 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 6 号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 6 号は承認することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

承認第 7 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 7 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 7 号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 7 号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 5

承認第 8 号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）

議長（恩田 稔）

承認第 8 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第8号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、津南町税条例等の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行する事項もありましたので、4月1日付けで専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

税務町民課長（小島孝之）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

ちょっと素朴な疑問を感じているので、お願いしたいと思います。今回、専決処分ということでやるわけですけれども、来年の令和5年、それから令和6年の分もなぜ今専決でやらなければいけないのか。それまでは、多分旧条例が活着ていると思うのですけれども、来年、再来年の分まで、なぜ今、専決でやらなければいけないのか。旧条例は、その間、活着ていると思うのですけれども、その辺について、見解を教えてください。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

今回、4月1日以外の部分も全て一括で専決処分させていただいております。旧条例については、例えば、令和5年1月1日であれば、その部分は活着ているわけですけれども、一度に一気に毎年この春の4月1日の専決処分に対応させていただく経緯から、先の分も今まで一度に改訂させていただいているという状況で、今回もさせていただきました。すみませんが、よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

議長（恩田 稔）

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第8号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 6

### 承認第9号 専決処分の承認について（令和4年度津南町一般会計補正予算（第2号））

議長（恩田 稔）

承認第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第9号の主なものを御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、役場庁舎修繕料、ニュー・グリーンピア津南の修繕料の増でございます。

教育委員会関係では、歳出でマウンテンパーク津南の修繕料の増でございます。

いずれも今冬の豪雪による雪害及び3月26日の強風による風害での施設の修繕料でありまして、緊急を要する事業であったため、4月5日付けで専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第9号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第9号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 7

### 承認第 10 号 専決処分の承認について（令和 4 年度津南町一般会計補正予算（第 3 号））

議長（恩田 稔）

承認第 10 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第 10 号の主なものを御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増でございます。

教育委員会関係では、歳出で、保育園、小学校、中学校、それぞれでの新型コロナウイルス感染症検査委託料の増でございます。

緊急を要する事業であったため、4 月 11 日付け専決処分をさせていただいたものであります。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 10 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 10 号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 10 号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 8

### 承認第 11 号 専決処分の承認について（令和 4 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））

議長（恩田 稔）

承認第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第 11 号の主なものを御説明申し上げます。

歳入で、前年度繰越金の増です。歳出で、保険給付費等交付金償還金の増です。

緊急を要するため、5月6日付け専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 11 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 11 号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 11 号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 9

### 議案第 30 号 津南町特別職の給与の特例に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 30 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 30 号について説明申し上げます。

この条例は、ひまわり保育園増築工事につきまして、次世代を担う子どもたちのための開園スケジュールが遅れ、町民の皆様に御不安と御心配をおかけしたことの責任を取らせていただくため、津南町特別職の給与の特例を定めるものです。

細部につきましては、総務課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

ちょっと教えてください。開園が遅れたということで、町民の皆様がたに迷惑をかけたという説明を今いただきましたけれども、この条例の制定につきましては、本当に慎重にしなければ。例えば、町公共施設やいろいろな事業が遅れた場合に適用されると私は思うのですけれども、この条例の制定については、私は個人的にもおかしな条例の制定だと思うのです。その点につきまして、町長、もう一度、お願いします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

大規模工事につきましては、計画の変更というのがあることがございます。例えば、東京オリンピックの前は、入札の不落というものが全国的には多々生じていたということは聞いております。今回の事業におきましては、町民の皆様の多くの関心を集め、非常に議論の割れた事業でありました。この点が非常に大きいものと思っております。昨年度、入札がうまくいかなかったということにつきまして、結果的には、開園のスケジュールが遅れるということになります。この点につきまして、大変申し訳なかったという気持ち、私たちの気持ち、また、多くの皆様から様々な意見をいただくなかで、責任という話もいただくなかでの協議のうえで、このような提案をさせていただいたものです。

以上であります。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

今ほど、町長から説明をいただきましたけれども、考えれば考えるほど、この条例の制定については、大変慎重に考えなければいけない、対応しなければいけないと思えますし、繰り返すのですけれども、今後、町のいろんな公共施設の事業が遅れた場合に悪い適用がされるのではないかと、私はそのように思っております。ただ開園が遅れた場合に、なぜ町長と副町長と教育長がこういった連結しなければいけないのか。私は、まだまだ本当に分かりません。副町長は、どのように考えていますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の条例につきましては、6月1日現在のこの3人の特別職に対する条例の制定でございます。それぞれ、ほかの公共施設の開園等の遅れにつきましてあった場合は、その都度、その都度、判断させていただくようになろうかと思えます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

同じ質疑で、教育長、どのように考えていますか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

私も昨年から、この件については関わらせていただきました。職務の中でもって、保育園建設についての入札の業務に関わらせていただきました。適切な入札の業務をしてきたつもりではございますけれども、そういったなかで不落になったということで、業務の部分でまだまだ不十分な部分があったのかなと、職務の遂行においても反省すべき点があるかなと思えますし、開園が遅れたというスケジュールについても、大変申し訳ないと思っています。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

特別職三役の責任の取り方ということで、町長は、ひまわり保育園の開園のスケジュールが遅れた、皆さんに御迷惑をかけたということで、責任を取りたい、そういう意味でこの条例案が出されたと思うのですが、それを理由に責任を取って給与を減額する。その事で一旦けじめを付けようと。この問題は、もうここで蓋をしておこうということではないのですか。今まで説明責任を十分に果たしてきた。それであれば、私たちも納得できるのです。でも、説明責任をきちんとしないで、ただこの問題はもう国土交通省に任せてあるから、こういうかたちで責任を取って終わりにしたいということではないのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

説明につきましては、シンプルに一つです。主に、コロナ禍による主要資材が高騰しておった。そのなかで、予算の増額ができなかった。その執行についての責任と思っております。

ます。これらについて、住民の皆様にお伝えしてまいっていきたいと思っております。今後、この子どもたちの環境整備をどうするかということにつきましては、議論が続いているものと思っておりますし、今回のひまわり保育園増築棟の検証ということにつきましても、継続して続いているものと思っております。今後、専門的な知見を入れることによって明らかになることにつきましては、またその都度、その都度、判断をさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

資料の高騰や物価高、そういうものも大いに関係してきたのだと思います。でも、それは口実であって、実際の不落になった原因、それは議会にも住民にも分かるように丁寧な説明が一切ないのですよ。保育園増築工事に関わる調査特別委員会が請求をしている実施設計やその他の資料、出してくださいと言っても出していないではないですか。国土交通省のほうの検証が終わるまでと言いながら、一切議会には、そういう資料を出さない。出せないのです。出せない理由があるのでしょうか。どうしてもっと皆が納得できるような説明をしようという姿勢がないのですか。なぜ遅れたのか。迷惑をかけたからという理由は、全く理由にならないですよ。三役のかたが本当にそういうふうに思っているのか。町長だけがそう思っているのか。国土交通省の問題も、国土交通省の指導を受けるなんていうことは理由にならないですよ。この事業は、町長が議会にも説明をしてこない、こっそりこの事業を申請したのですよ。議会に説明をしたら、反対される。だから、全く議会のほうに説明もしないで、事後報告で終わらせようということではないのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

ほかにどのように説明したいと思っても、コロナ禍の資材の高騰という課題に打ち当たります。いかなる理由があるにせよ、事業のスケジュールが遅れたということにつきまして、責任を取らせていただきたいというものです。なお、昨年、県のほうにも、また、新潟県かいわいのかたがたにもヒアリングを行い、工事費がどれくらい増額したかというのを行っております。本当に大体 130%増額しておったということは、他の地域の皆様からも聞いております。そうしたままならない状況があったということも、また事実であります。結果として、いかなる理由があるにせよ、事業のスケジュールが遅れたということにつきまして、大変申し訳なく思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

保育園増築工事に関わる調査特別委員会がずっと求めている実施設計やその他の資料、これは必ず出してください。出して、しっかりと説明をする。町民にも説明をする。そして、それで納得をできたら、私たちは、その処分について、そのときにまた判断しますよ。でも、今の段階で処分を出すのはまだ早いです。今、その段階ではないですよ。しっかりと資料を出してください。国土交通省のせいにはしないでください。もっと真摯に、本当に血の通った、心の通った説明をして、皆が「そうなんだ。そうだったら仕方ない。」と思えるような説明をしてくださいよ。町長は、国のほうの事業にはさっと目を向けて、町民や議会の説明には口を閉ざしている。こんなやり方では、この町政はうまくいかないですよ。いかがですか。町長。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

様々な御指摘をいただくことは、より良い町政を築くに当たって、非常に重要だと思っております。資料につきましては、建築に長けた専門的な分析が必要と思っております。ですので、この後、より専門的な知見を入れたなかで検証させていただいて、明らかにさせていただきたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

1 番、滝沢元一郎議員。

(1 番) 滝沢元一郎

それでは、2 点ほど、お伺いいたします。

まず、1 点目なのですが、今、資材の説明を聞きますと、2 月に私どもに概算の説明がございまして、そして、予算が可決され、1 回目の入札までに資材の高騰が 30% ほどあったというような話ですが、そのために不落になった。そして、町長は、県内まで広げて、2 回目の入札を行った。これは、確実に落ちるという前提のもとに 2 回目の入札をしたのだと思いますけれども、それも不落になった。したがって、開園のスケジュールが狂ってきた。それに対する責任だということなのですが、私どもは、まだほかにも、本当にそれだけでいいのかというような気がしております。一つ目は、例えば、実施設計、既に支払いが終わっております。見解の相違もあるかもしれませんが、三役については、これは有効活用は今もって可能で、財産的価値が高いという認識のようであります。見解の相違があると思いますが、私どもは、そのような理解は全くしておりません。財産的価値が高いということであれば、責任を取らなくてもいいのでしょうけれども、では、環境省、これについては、事務の申請もやっております。これについては、申請を取り下げたので、申請の事務に係る部分については全く無駄という、価値がないということになると思います。ただし、地中熱の関係で、調査のデータについては残っているかもしれませんが、事務費に関するものは全く無駄になっている。今、この事務費については、幾らで、そして、ま

だこれは価値があると思っているのでしょうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。全く無駄になったことは、今後の検証のなかでほかにも工事的にはあるかもしれませんが、そういったことについては、責任というのほどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それから、併せて、ちょっとずれるかもしれませんが、今の園庭の危険性や、これから梅雨の時期になるのですけれども、衛生的、あるいは美観的にどのように考えているか。

この二つについて、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の給与の特例に関する条例は、あくまでも開園の遅れに対する責任でございまして、今、滝沢議員が言われた、執行した経費に無駄な部分があるのではないかという責任は別なものと考えております。これから、国の指導をいたくなかで、執行した部分につきまして、当然無駄にならないよう、そして、これまでいろいろ話し合われたこととか、保育士の思い等が無駄にならないよう、議員の皆様と協議を重ねるなかで丁寧に進めてまいりたいと思っています。そのなかで、こういう責任はどうするのだという話が出たら、そこで対応させていただきたいと思っております。

後段の質疑につきましては、教育委員会のほうからお願いします。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

後段の旧園庭の所の御質疑だと承っております。旧園庭のほうにつきましては、先般の保育園増築工事に関わる調査特別委員会のほうからも御意見等々をいただいております。私どもとしては、自前でできる所の整備を、御覧のとおりなのですが、やれる所までやって整地をしておることなのですが、特別委員会のほうからも、住民の皆様、あるいは議員の皆様からも「あのままで良いのか。」というような御指摘等々がございました。私どもも、その点を踏まえまして、あの整備をもう少し衛生的にも環境的にも見た目的にも、もう少し整地ができないかということで、今、見積り等々を徴しておることとございまして、また、加えて、滝沢議員からも御指摘がございました園庭から出た土をマウンテンパーク津南のグラウンドのほうに一時置かせていただいておりますが、そちらにつきましても、もう少し整備ができないかということで、議会でも御質疑がございましたので、その点を踏まえまして、今、見積りを徴して、幾らくらい掛かるのかということでお願いをしてあるところでございます。また今後、議会の皆様と協議をするなかで、議会としても総意として、今のままではなく、子どもたちの安全・安心も含めて支給整備せよということで御理解をいただけるのであれば、また御説明を申し上げ、補正などを組ませたい

ただいたなかで、安全・安心を第一義にして、整備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

それでは、2 回目の質疑をさせていただきます。6 月から8 月までということなのですが、具体的な手法としては、減額についてはどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

それから、今、申しあげましたように、少なくとも今の時点で環境省への申請に係る事務、これはもう完全に無駄になっています。そういったことを含めて、今後、また新たに、今、副町長がおっしゃいましたけれども、別のこととしてまた考えるという理解でよろしいのでしょうか。

その2 点について、お願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

6 月から8 月までの給料を減ずるということになっておりますので、それぞれ支給日が21 日が平日であれば21 日が支給日ということになっておりますので、その支給額を町長については100 分の30、副町長、教育長については100 分の20 ずつを減じ、支給をさせていただくということになっています。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

後段の質疑につきましては、議員のお見込みのとおりで、別と考えております。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

6 月19 日に町長選挙が執行されますが、今、副町長が言いましたけれども、そういったものについては続いていくということによろしいわけですね。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

はい、そのように考えております。仮に、選挙で退任になった場合は、給与の削減分については、寄附というかたちになるかどうか分かりませんが、一般会計のほうに返納というかたち。別問題として、議員言われたとおり、無駄になった経費の責任ということをお願いできれば、それについても、もし、職が辞しているところであれば、寄附というかたちで返納させていただくというようなかたちになろうかと思えます。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

今ほどの副町長の答弁の中で、「今回は今回だ。」と。私は、今の責任の取り方、私どもが捉えている意味がちょっと違うのかなと思ったのです。そうしたら、遅れているための責任を取る。私は、遅れたのではなくて、もうだめになったと思っていますが。それで、「今までに支払った、その金額についての責任はどうか。」と、ずっと3月議会からそれを言っているのですが、それについては一切答えない。「それは、また後で。」ということをして、副町長は。その問題とは違うというような言い方をしたので、その辺を確認させてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

これから国土交通省の事業を入れるなかで、専門家の人に入っていただくなかでございします。今回の既に執行した経費に対する責任でございますけれども、いろいろな町民のかたとか、学識経験者、保育士OB、8人の思いが詰まった増築部分でございましたので、その基本的なコンセプト、例えば、木材にこだわるとか、感染症に配慮した造りとか、避難場所に対しての対応とか、そういう思いは大切にしながら進めていきたいと考えております。そのなかで、当然、見直しも必要でございましょう。そこの部分で無駄になった部分については、今の段階だとまだ分からない所がありますので、これから明確になった時点で責任は出てくるのかなと思っています。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

今回の遅れた責任ということで、この条例改正をして責任を取ろうとしていますけれども、今も言いましたけれども、遅れたのではなくて、だめになったのでしょ。できなくなった。その責任もありますが、実際にもう払ってしまった、その金額についての責任を私はずっと言っていたのです。そういうことについて、今、副町長は、それはそれだと。今の

は今の。「その支払ってしまった金額についての責任は後ほどはっきりしてから。」と言ったのですが、本当にそうしますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今回の整理でございますけれども、昨年度、入札が落ちなかった。そして、結果的に開園のスケジュールが遅れているということについては、明らかになっております。それは事実としてあるかと思えます。ただ、その後、この子育ての環境整備が白紙になったというところまでは公としてオーソライズされていないというか、決まっていないことでもあります。ですので、今後、例えば、どなたがこの先の6月からの執行部になるかによっても、方針がまた変わってくるものと思っておりますので、その辺につきましては、私の認識としては白紙になったという認識はしておりませんし、当局としてはそういう方針は出しておりません。

また、今ほど、副町長が申しあげましたように、この後、非常に技術的な検証が必要だと思っております。ここで明らかになってくる事々があるとしたら、その都度、責任については判断させていただきます。また、私が退任させていただくことになった場合につきましては、寄附等の返納を考えております。

議長（恩田 稔）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

しつこいようですけれども、議会側も町民側も恐らく納得しないでしょう、これ。はっきりと。だって、皆さんもうだめだと思っておりますよ。このまま事業が進められても。国土交通省が入って検証しても、この金額では無理でしょうと当然出ますよ。国土交通省も資料を持っていますから。我々は、そう思っています。でも、執行部側は「白紙ではない、まだ継続だ。」という言い方をずっとしていますけれども、それでは町民は納得しないと思います。どんなかたちでもいいですけれども、責任というのは、やっぱり最後は町長が取るべきだと私はずっと思っていますので、その辺を間違いなく処理できるように、先を考えてやっていただきたいと思えます。答弁はいいです。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

何人かの質疑で重複する所もあるかもしれませんが、どうしても答弁がすっきり私の中に落ちないので、質疑させていただきます。大きくは3点ほど。

まず、町長は、今回の開園が遅れたことによる責任だということとして、「3人の気持ちの表れだ。」というような表現もされました。これは、開園が遅れたことによる条例制定までとするということは、先ほど、吉野議員が言われたように、これからの公共施設、公共事業に関して、必ずや影響が出てくるものだと思います。副町長は、「その都度考える。」という無責任なことを言っていますけれども、条例制定までして、遅れたことに対する3人の気持ち、住民の不満や迷惑をかけたことの原因だということも条例制定までしてすべきなのか、後々の影響を考えていないのか、というところが1点。私的には、気持ちの表現であれば、条例制定までして減俸ではなくて、寄附をしていただければいいのではないですかという思いがあります。

それから、2点目です。では、例えば、この2回の入札不落、町長は当たり前のように「資材の高騰が。」と言っておりますけれども、まず、この経緯は、予算の承認の段階で、実施設計が上がっていない段階で議会に上程をしたのですよね。そうなのです。だから、実施設計が上がってきた額が幾らになっているか、それも私たちには開示ができていません。資材の高騰だけを理由のように受け取れる答弁をしています。不落になった原因が。「津南町だけではない、全国的にあるんだ。」という当たり前のような言い方をしておりますが、実施設計は、3月末に上がってきた段階では、資材の高騰は当たり前のようにもう世の中になっていました。まして、半年間の設計の有効期限があるなかで、そんなことは理由にはならないと思います。補正もできないということは、議会の承認を得たのが実施設計が上がった金額ではなかったということによって、議会の承認を得たわけですから。要は、私は執行能力の問題だと思います。その辺について、どういうふうにして。そのことについて、町政を混乱させたということの責任は、どういうふうにかかっているのでしょうか。

それから、皆さんがおっしゃっています。既に執行している経費、1億円を超える額があるわけですが、それはその都度という、その都度考えるという副町長の答弁だと思うのですが、それはいつ分かるのですか。今、特別委員会で、例えば実施設計の額だけでも教えてくれというのでも、それも開示ができない。国土交通省、国土交通省と言っている。そんな状態で、それがいつ分かって、その時点でどのくらい、何%をどうするとかということが考えられていないのでしょうか。ただ本当にこれで責任を取ったことにして、終わりにしよう、しゃんしゃんというふうに私たちには受け取れます。そういう姿勢が見えます。だから、今後、いつ明確になるのか。明確になった時点での捨て金になる金額に対して、どのような考えでいるのか。そこを教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

1点目でございますけれども、条例制定しないと給与の削減はできないものですから、させていただきます。

寄附でということでございますけれども、私と教育長はできるかもしれませんが、町長は寄附行為が禁止されておりますので、条例制定というかたちを取らせていただいたところでございます。

実施設計の問題につきましては、教育委員会のほうで説明しているかと思えますけれども、当然、設計事務所のほうには予算の範囲内で収めるようにというお話をさせていただいているなかで上げたところでございます。

3点目につきましては、まだ国土交通省の専門家がどこが入ったかという情報がまだ入っておりませんので、ちょっとスケジュール感が掴めておりません。責任の話を皆さんからいただいたときに判断していくしか、今のところはないのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

町長が寄附行為禁止というのは、すみません。私の認識不足でした。寄附でもいいのではないかというのは、私、今この場で本当に思ったことなのですが。

これは、これからの公共事業に影響するというふうに思いませんか。まず、それが一つ。

それから、実施設計が上がる前に予算が通った。通ったのですよね。議会に上程をして、予算が通った。その後、実施設計が上がってきた。それは、議会に通った額の範囲内で収めてくれというのであれば、当然、当初の11億4,000万円の範囲内だと思うのですが、なぜそれが公開できないのか。できないから、そこら辺がおかしく、とんでもなく実施設計が高かったのだろうという想像を私たちはします。実際、その11億4,000万円の中に収められたのかどうか。しかし、このやり方はおかしいのではないですか。実施設計が上がる前に予算を通したというやり方はおかしいのではないですか。それが1点。

それから、国土交通省、国土交通省と国土交通省にだけ逃げているような感じがするのですけれども、それについて、金額が明確になるめどというのは。いつまでもいつまでもこのまま1億円を超える額が捨て金になるのか分かりませんが、財政がそのままの状態です。いつまでも引きずっていいわけでもないと思うのですが、ある程度のめどはどうなのですか。半年以内とか、3か月以内とか、その辺のめどは立っていませんか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

1番目、今後の公共施設に影響するのかどうかということについてですが、今後の公共事業で決してこのようなことがないように、今回の国土交通省の入札改善推進事業を大いに活用させていただいて、組織力を高めてまいりたいということでございます。町、小さな自治体としては、技術力に限界があり、マンパワーの不足というのが全国的にも多くあります。私どもの自治体でも目の当たりにされている課題であります。今後、町の工事によって、このようなことのないようにぜひさせていただきたいと思っております。

また、政治家については、寄附行為が禁止されております。先ほど、答弁で申し上げましたとおりです。

また、予算について、実施設計の予算が上回っていたのかどうかについてでございますけれども、実施設計の金額は予算内に収まっておりました。

以上であります。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

国土交通省の指導をいただいて、今後、このようなことがないようにするから心配ないのだというふうに受け取れるのですが、それは思いであって、そんな不確かなことを言うべきではないと思いますよ。これは、吉野議員も非常にそこを心配していましたけれども、こんな条例制定までしてこういうことをしたというのは今後の公共事業に必ず影響するはずです。もう少し慎重に考えていただきたい。本当にただ開園が遅れたというだけだったら、遅れたことによる迷惑や不満を解消するためということであれば、これは今後の公共事業に影響すると思います。ですので、そんなことよりも、本来、責任を取るべきは、説明責任を果たさず、そして、町政を混乱させたことの責任はどう思っているのでしょうかということです。

それと、やっぱり今後の捨て金になる分、これについては、ある部分、明確に答弁いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今回の事業につきまして、様々な御意見がありました。議員からも様々な御意見を頂いてまいりました。それを受け止めまして、より良い町政を築いていくということが非常に大事なことだと思っております。いろいろな意見を頂くなかで、そのなかで責任という言葉もこの間、多く頂いてまいりました。今回、開園が遅れるということの、今後も責任は続いてくると思いますが、この時点の責任につきまして、多くのかたから、どのようだという意見がありました。これにつきまして、三役で協議しました結果、このようなことで今回提案をさせていただいたものです。

また、今後の説明ということですが、この場にも申し上げてきましたとおり、昨今の今頃から主要資材が高騰しておりました。主にコロナ禍による主要資材の高騰によるものであります。また、今後、より詳細な専門的な知見を入れたなかでの検証を行わせていただく必要があると思っておりますけれども、いかなる理由があるにせよ、このことにつきまして町民の皆様にお迷惑をおかけしたということにつきまして、大変申し訳なく思っております。どのように思っているか、ということにつきましては、そのように思っております。

今後、使用済みの所につきまして、今現時点で、さあ、この次どうするか、という議論には双方至っていない段階かと認識しております。ですので、今後、子どもたちの子育て環

境を整備するに当たって、何が生かされ、何が結局のところ使えないものになっていくのかということにつきましての議論をこれからさせていただきたいということは、3月議会頃からも、その前からも申し上げてきたとおりであります。ですので、現時点におきましては、議員の言葉で申しますと、何が捨て金にということにつきましては、幾らという具体的な数字が申し上げられない状況でございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

1点だけ、お伺いします。まず、町長の今の説明ですと、1月から3月まで、いろいろな設計追加、仕様変更があったわけですね。でも、結果的には、予算の範囲内で金額が上がってきたということで承知しております。いよいよ7月の入札です。これは、報告にも入っているように大幅な差が出てきておったということで、7月の時点ですから、資材の高騰が緩やかに上がり始めてきて、ある程度想定していたけれども、入札は落ちるだろうという考えでやったのだと思いますけれども、いずれにしても、設計者も建築業者も、国もそうですけれども、設計資料というのは大体今、共通のパソコンとかソフトで全部やっているわけですから、設計業者が安くて建築業者が大幅に高くなるということは、まずあり得ないのですよ、今までの例でいくと。そういう意味からいくと、はっきり言っていたきたいのですけれども、予定価格を下げすぎたのではないですか。8億円くらいの建設に対して。それが予算価格に近付ければ、そんな大幅なかい離は出なかったと私は思うのですけれども、その点が1点。予定価格をものすごく下げたのではないですか。11月になっても、まだウッドショックだ、資材の高騰だ。7月の反省を踏まえれば、また資材は上がっていますから、設計試算をすれば当然高くなるわけで、そのときに、こんな価格で入札を受けても落ちるわけないな、なんとか対策をしなければいけないな、というそういうことはなかったのですか。この金額では11月になると上がっているから、もうちょっと予定価格とか予算額を上げないと落ちるはずがない。だから、それを議会に相談しようとか、そういうことはなかったのですか。それを無理やり入札かけるから、また不落になったということで、津南町史上始まって以来の不祥事とは言いませんけれど、珍事が起こったわけで。特に私は、2回目の入札がとても問題だと思いますよ。もうそれだけ資材は7月で上がってきているのに、11月は更に上がっているのに、その同じような金額で落札できると判断したこと自体が問題だと思いますし、その時になぜ落札できるような手を打たなかったのか。その辺、二つについて質疑したいと思います。もし、これが予定価格がそのままとか、低い価格で設定したとすると、品確法に抵触しますよ。御存じだと思いますけれども。その辺について、お聞かせ願いたい。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

予定価格を下げすぎたのではないかという議員の御指摘につきましては、お見込みは間違っております。予算の中で予定価格を設定させていただいたものと思っております。

あとは、この後、2回目の入札に向けて何か手を、増額ができなかったのかどうかにつきましては、昨年からの議会も含めて、様々な折において、「今の予算の範囲内でなんとか収めていただきたい。」という意見が大勢を占めていたという判断を私のほうでさせていただきました。事業を遂行するに、賛成していただいた議員の皆様の中におかれましても、予算の増額については厳しいという状況でございました。結果的には、私自身の力不足であったと思ひまして、町民の皆様には大変申し訳なかったということで反省をしております。

今後につきましては、先ほどからも申し上げておりますとおり、しっかりとより詳細に検討させていただいたなかでの対応とさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

最後にします。2回目の入札で「大勢の意見が『これ以上は上げられない。』という意見ということで判断しました。」と答弁されましたけれど、誰に聞いてこれ以上上げられないということ判断したのですか。「大勢が上げられないという判断に基づいた。」と言っておりますけれども、その判断の大勢というのは、誰のどういうところで、大勢の意見を判断したと言っているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

この場で議員のお名前、お一人お一人を申し上げさせていただくのは控えたいと思っております。ただ、いろいろな議員にも御相談申し上げてきましたし、特に、公の場で、この議会の場での質問のやり取りの中で、今の予算の範囲内で収めなければならないという声がとても多くあったと認識しております。そういったところが私が判断させていただいた理由にはなりましたが、大変厳しい入札であったということは確かであります。その分、県内に入札を広げたなかで、大きな企業の競争力も生かしながら入札が落ちればと望んでいましたけれども、結果として、そのように至らなかったということでございます。

以上であります。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

何に責任を取るのかという点では、先ほど、町長は、「開園が遅れて迷惑をかけたことで責任を取る。」と言いましたが、先ほどの町長答弁の中で議論が割れたのに進めたということですが、なぜ議論が割れたというのが分かった時点で立ち止まらなかったのか。それを強行してやったことに、そして、こういう状況を生んだということなので、その責任ではないですか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

前提といたしまして、いろいろな意見が出て、それを受け止めるということは、より良い町政にとっては重要なことだと思っております。また一方で、今回、この事業につきましては、前町政の時代から10年以上にわたって議論を積み上げてこられた課題かと思っております。特に、現場の保育士の意見、また、子どもが置かれている環境を私自身、直接現場にて見させていただくなかで、このままではいけないのではないかという思いが強く湧いてまいりました。将来を担う子どもたちですから、私としては、より良い環境の中で、発達段階に応じた環境の中で、子どもに育ててもらいたいと思っております。そうした思いもありました。また、議論の過程では、いろいろな意見が出たことを今ここに立っております、振り返ってみております。私自身にとりましても、至らなかった点、また、言葉足らずだった点につきましては、反省をし、より良い説明の仕方、伝え方、打ち出し方などなどができるようにと思っております。このたび、大変申し訳なく思っておりますが、この経験を糧に、ぜひ子どもたちにとってより良い環境を作らせていただきたいという思いは、変わることはありません。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第30号について採決いたします。

議案第30号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (起立4名、非起立8名) —

賛成少数です。よって、議案第30号は否決されました。

## 日 程 第 10

### 議案第 31 号 令和 4 年度津南町一般会計補正予算（第 4 号）

## 日 程 第 11

### 議案第 32 号 令和 4 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議長（恩田 稔）

議案第 31 号から議案第 32 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 31 号から議案第 32 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係で、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増。歳出で、地域公共交通運行業務委託料の増、バスタクシー事業者緊急支援事業補助金の増、ゼロカーボン戦略策定委員等報酬費の増、避難所用感染症対策消耗品費の増でございます。

福祉保健課関係では、歳入で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業国庫補助金及び事務費国庫補助金の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の増。歳出で、子育て世帯臨時特別給付金及び事務費の増、保健センター改修費工事費の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、地域農政推進対策事業委託料及び補助金の増、6次産業化継続事業補助金の増でございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、雪冷熱データセンター法面修繕料の増、コロナ経済対策消費拡大キャンペーン申請事務委託料及び補助金の増、大地の芸術祭町内宿泊促進事業補助金の増、大赤沢駐車場修繕料の増、ドローン保険料の増、リバーサイド津南修繕料の増、大地の芸術祭関連修繕料の増、大赤沢分校水道検査料の増でございます。

教育委員会関係では、子育て支援センターの感染症対策消耗品費及び備品購入費の増、保育園備品購入費の増、保育料返納金の増、学習用端末のフィルタリングソフト等の設定委託料及びライセンス料の増、ALT 渡航手配手数料の増、小中学校への感染症対策冷房設備費の工事請負費の増、コンピュータ保守点検委託料の増、総合センター感染症対策修繕料及び工事請負費の増、学校開放施設の感染症対策消耗品費の増となっています。

国民健康保険特別会計では、歳入で、保険給付費等交付金の増、前年度繰越金の増。歳出で、傷病手当金の増、過誤納保険料還付金及び還付加算金の増となっています。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、観光地域づくり課長（石沢久和）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

福祉保健課長に1点であります。会計年度任用職員でありますけれども、既に見つかっているのかについて。公募をされたのかどうかについて、お願いいたします。

農林振興課長でありますけれども、地域農政推進対策事業の委託料でありますけれども、これをもう一度中身を説明していただけますか。

観光地域づくり課長でありますけれども、源内山のデータセンターの災害復旧ということでもありますけれども、これは今現在、どのような活用の仕方をしているかについて、お願いいたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

ワクチン接種体制についての御質問でございます。会計年度任用職員につきましては、現在、保険班の包括支援センターの育児休暇を取っている職員の代替として会計年度任用職員を1名採用しておりますが、その職員が6月中旬から復帰しますので、2週間ほどで引継ぎをしたなかで、7月から健康班のほうの業務に移っていただくということで、現在、予定をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

委託料についての御質疑でございます。現在、庁舎内で各課から横断して組織されております農林産物販売促進チームというものがございまして、そちらで検討しております販売対策等に対しまして、アドバイス、助言をいただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

県の雪冷熱データセンター実証実験施設でございますが、県のほうでまず委託事業者を決めて、県の実証実験を3年ほどしたのですけれども、その後、土地の貸借契約に関しま

しては、令和5年3月まで実施事業者のほうとさせていただいております。現在、この実証実験のほうは、あまり結果としては思わしくなく、休止している状況でございますが、今後の活用につきましては県と協議中でございます。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

福祉保健課長に伺います。先ほど、御説明いただいたなかで、民生費国庫補助金の中の子育て世帯への臨時特別給付金、これがひとり親家庭以外のという御説明をいただいていたのですが、これは国のほうで、もうそういう縛りがあったということでしょうか。それとも、町ではそういうふうにしたということでしょうか。それが1点。それに対するひとり親家庭だけを除いた、そのかたがたに対するその後の配慮というのは考えておりますでしょうか。

それから、観光地域づくり課、ここにキャンペーンのいろいろを補足資料で頂いているのですけれども、この消費拡大キャンペーン、これは非常に前回好評だったということでもたということなのですが、この期間が6月下旬以降2月頃までという表現なのですが、これは、例えば申請期間はもう少し早いとか、その辺いつからいつまでみたいな今のところの予定はありますでしょうか。この補助額も中身がよく分からなかったのですけれども、細かいことはまた後で聞くとして、この申請期間と実施期間、ここだけ教えてください。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

子育て世帯への臨時特別給付金に関わる御質疑でございます。こちらにつきましては、ひとり親世帯につきましては、市であれば福祉事務所の設置が義務付けられておりますので、市の福祉事務所から給付というかたちになりますが、町村につきましては福祉事務所を設置してございませんので、県の、津南町であれば南魚沼地域振興局が所管になりますが、そちらのほうから担当、既にもう把握している対象者の口座のほうにプッシュ支給で振り込まれるというかたちになります。

もう1点の、これで一応、国としては、ひとり親世帯、ひとり親世帯以外で住民税非課税世帯は同列で支援の対象というかたちで、今回、事業を実施するわけなのですが、ひとり親世帯への支援がこれで終わりかという御質疑かと思えます。先般の全員協議会でもお話をさせていただいたと思えますけれども、ひとり親世帯も含めたなかで、子育て支援、あるいは、このコロナ禍における物価高騰で非常に皆さん大変な思いをしておりますので、いわゆる支援が必要なかたにつきましては、広く対象としたかたちで、他市町村の支援状況も参考にさせていただきながら、次回の定例会の中で担当課としては提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

昨年、実施させていただきました消費拡大キャンペーンにつきましては、すみません、ちょっと私もうろ覚えなのですけれども、6月の議会で提出させていただいて、11月末までの申請期間、そして、実施期間は1月末までというなかたちでさせていただいたかと思っております。今回、補正予算が認められて、これから交付要綱の細かい所は詰めていくかたちになるのですけれども、そこは同様のかたちになるのではと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

福祉保健課長に伺います。これは例えば、交付金、補助金がもうひとり親家庭は県が払うから、それ以外を補助しますよというひも付きなのではないかという。こうやっているからきっとそうなのですね。ということは、支払い元が違うというだけということですよ。そういうふうに取りました。では、その後のひとり親家庭に対する配慮というところなのだけれども、今、御説明いただいたのは、それに限らず子育て世帯への支援という表現をされていたのですが、このひとり親家庭への支援というのは、私はやっぱり特別必要だと思うのです。ですので、ぜひそこら辺り、ここへの配慮はしてほしいと思います。しかも、他市町村と足並みを揃えるような表現もありましたけれども、津南町は子育ての町だということをやっぱりしっかり打ち出していきたいと思います。例えば、子育て世帯平等に5,000円払いましょうということではなくて、やっぱりひとり親家庭というのはそれなりの支援が必要だと思いますので、例えば、5万円としても、今は50世帯くらいで250万円くらいになりますでしょうか。それくらいになるかと思うので、そういう配慮をぜひいただきたいと思います。

観光地域づくり課に関しては、分かりました。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

ひとり親世帯への支援ということでございます。先ほど、他市町村の状況も参考にというかたちで言わせてもらったので、特にそれに倣うというわけではございません。他市町村の給付状況等も参考にさせていただきながら、例えば、どれくらいの支援額がよろしいのかも含めて。子育て世帯一律に、ひとり親世帯へは更に別枠でということも当然考えられるところがございますけれども、いずれにしても、財政部局との話合いもございまして、担当課だけの思いというだけではなかなかできない部分も当然あるというのは御承知

かと思いますが、担当課としては、今言ったかたちの趣旨については非常に大変な状況だということは十分認識しておりますので、そういったかたちで、ひとり親世帯を含めた、いわゆる要援護者のかたへの、このコロナ禍における物価高騰についての支援というのは次回の定例会で御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

1 点だけ確認させてください。運行业者に対する燃料等の補助金なのですが、これについては、津南町に本社、あるいは本店を有する者という理解でよろしいでしょうか。1 点だけ確認です。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

津南町に本社、あるいは営業所を有する事業所、それから、津南町の公共交通事業に関わっている事業者ということで考えております。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

観光地域づくり課にドローンの件なのですが、1 基保有しているということで、国の規制強化ということで、機体の登録、これも実施をしていないのでしょうか。ドローンの損害賠償保険も切れている。これは、保険を掛ける必要が今までなかったのか。それが1 点。

それから、地方創生臨時交付金が今のところ差し引きで 9,600 万円ほど残額があるということなのですが、これは今後、活用するというので、いろいろ要望を出すことが可能なのか。今後、令和 4 年度の交付金もこれからまだあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

国のほうのドローンに関しましては、この6 月までに車で言うところの車体登録が義務化されて、それに関してはすみません、我々も今まで情報をやっと入手したところなので、現在、進めているところでございます。その見直しのなかで損害保険が必要だということ

になりまして、今まで購入時は掛かっていたのですけれども、切れていたということで、今回、追加させていただいたところでございます。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金につきましては、議員から御指摘のとおり、まだ残額がございます。その部分について、どういったところが必要なのかというところで、私どもも一生懸命考えてまいりたいと思います。また、議員の皆様からもぜひ御提案をいただきたいと思っておりますので、その部分をまた検討させていただきまして、定例会のほうで提案させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

交付金については、やっぱり町民の皆さん、生活が苦しいです。灯油代としてでもいいし、また、学校の給食費の補助なんかもやっぱり考えていかなければならないかなと思いますので、また要望もしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それから、ドローンのほうも保険が切れているというのは分かっているそのままにしていくというのもどうなのかなと思いますので、ぜひドローンを活用するのであれば、観光地域づくり課で管理をしているのでしょうか、しっかりその辺の安全を考えて保険を掛けていただいたり、登録もしていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第31号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第31号について採決いたします。

議案第31号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第32号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 32 号について採決いたします。

議案第 32 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 4 年第 4 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後 0 時 27 分）—